

# 合併協議会 だより 第11号



Okawachi

Kanzaki



神崎町ケーブルテレビ局舎全景

## 目次

- 第14回合併協議会の結果報告 ..... 2
- 両町において住民説明会が開催されました... 4
- 市川町の加入の報告..... 6
- 新町名称募集結果 ..... 7
- 合併協定項目の協議状況 ..... 8
- 合併協議会からのお知らせ ..... 8

今年もいっと  
ありますように



# 第十四回合併協議会が開催されました

Okawachi  
Kanzaki

## 第十四回合併協議会

十一月二十四日、大河内町保健福祉センターにおいて、第十四回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、協議事項三件、提案事項一件について協議が行われました。

### 協議事項

#### 【協議第五十一号】

企画関係事務事業（その一）の取扱いについて

企画関係事務事業の取扱いでは、新町の総合計画・辺地事業計画など四項目について協議され、すべて承認されました。

〈総合計画の策定について〉

◆新町の総合計画は、新町発足後速やかに新町建設計画に基づいて策定する。また、策定手法について

は、計画策定段階において調整する。

〈総合計画実施計画の策定について〉

◆総合計画の実施計画は、新町発足後において、新町建設計画に基づき策定した総合計画に合わせて策定する。また、策定した実施計画は五ヶ年程度でローリングをすることとする。

〈辺地事業計画の策定について〉

◆辺地地域の指定及び総合整備計画の策定手続きについては、現行のまま新町に引き継ぐ。現総合整備計画については、国・県の基準により指定を受け、事業実施の必要性があるものについては辺地総合整備計画を策定していく。

〈電源立地地域対策交付金について〉

◆水力発電施設周辺地域交付金は、制度の存続期間中は活用していく

こととし、当制度及び補助金の基本的性格であるダム建設による減水地域の影響緩和対策事業に充当していく。

#### 【協議第五十二号】

総務関係事務事業（その二）財政関係事務事業の取扱いについて

財政関係事務事業の取扱いでは、予算編成、地方債、基金の運用管理など六項目について協議され、次のとおり調整することで承認されました。

〈予算編成について〉

◆予算の編成時期、様式等の事務的な事項については、新町発足後、速やかに事務の効率的な視点から調整する。

◆特別会計の目的及び内容の共通しているものは、新町発足時に統合する。

◆財務会計システムの一元化により、款項目節の名称などについては、新町発足までにすべてを統合する。

〈地方債について〉

◆新町発足時における地方債残高に

ついては、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈基金の運用管理について〉

◆新町発足時における各基金の残額は持ち寄ることとする。

◆基金の設置目的が同じ基金は、新町発足時に残額を持ち寄り統合する。また、基金の名称が異なる場合は統一する。

◆大河内町の寺前・長谷地区振興基金、水力発電所対策基金、神崎町の集落営農振興基金は、設置の経緯から判断して、各町の固有の基金として、設置目的、管理・運用方法も含め、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆物品集中購買基金と用品調達基金は、新町発足時に統合し、名称の額は定額の百万円とする。

〈債務負担行為について〉

◆施策に基づき実施した事業にかかるとる債務負担行為であるため、限度額を現行のまま新町に引き継ぐ。

〈出資金・出損金について〉

◆第三セクターへの出資について

は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、県域で広域的に事務事業を行う団体等に対する出資金・出損金については、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、出資・出損の額については、合併による取り扱いを当該団体等と協議する。

〈貸付金について〉

◆新町発足時における貸付金の残高は、そのまま新町に引き継ぐ。また、貸付制度の内容が同一のものは、残高を合算して新町で処理を行う。

問・・・住宅資金貸付金の返済状況はどのようなものか？

答・・・神崎町の償還終了予定は平成二十四年度となつていますが、現在では約一千五十万円の未収入額があります。また、大河内町の償還終了予定は平成三十三年度となつていますが、現在の未収入額は約三千四百万円となつています。

問・・・善良な町民に負担が被ることのないように、合併以前に住宅資金貸付にかかる未

収金（滞納分）の整理をお願いしたい。

答・・・貸付の趣旨が特別法によることから、生活状況を踏まえての貸付を行っていることから大変厳しい部分もありますが、徴収専門員をはりつけ努力していきます。

#### 【協議第五十三号】

#### 地域情報化事務事業の取扱いについて

地域情報化事務事業については、難視聴地域解消の対策や、CATV事業等について協議され、次のとおり調整することで承認されました。

〈難視聴地域解消について〉

◆難視聴地域の対策としては、新町発足後において、大河内町側のCATVの整備等により解消できるように調整する。

〈地域情報化計画について〉

◆ITを享受できる豊かな社会の実現に向けて、新町発足後において、電子自治体の推進も含め情報化推進体制を一元化し、地域情報化計画を策定する。また、携帯電話、

ブロードバンド環境の充実など、情報基盤の整備の推進及び情報基盤を利用したサービスの充実の推進をめざす。

〈CATV事業について〉

◆高度情報化社会と地域情報化社会への確立に向け、情報基盤の整備として新町発足後速やかに、神崎町の例により新町全域のCATV整備をめざす。

問・・・CATVの地上波デジタル放送の対応や、それに伴い各家庭のテレビの調整に負担が発生するのかわ？

答・・・CATV局舎のヘッドエンド（受信アンテナ）等をデジタル放送対応に切り替えます。また各家庭のテレビについては、デジタル対応テレビの普及が予測されますが、それ以外のテレビについては、なるべく負担のかからない方法を検討していきます。

※用語説明

●CATV（ケーブルテレビ）・・・テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。

●IT（アイティール）・・・コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

●ブロードバンド・・・高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

### 提案事項

#### 【提案第四十号】

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて



# 新町建設計画・市川町からの合併協議参加申し入れ等を説明 両町において住民説明会が 開催されました

神崎町・大河内町合併協議に係る住民説明会が、十一月八日から十一月三十日にかけて、両町の三十九集落で開催されました。

これは、神崎町と大河内町の合併に伴い策定した『新町建設計画』の内容等を住民のみなさんに説明するために開かれたものです。また、この説明会の中で市川町からの合併協議への参加申し入れについても説明がなされました。

ここでは、各会場での主なご意見ををご紹介します。

Q 会場からの質問  
A 町長・幹事・事務局の回答

## 【神崎町】 新町建設計画について

Q デジタル化が進む中、あえて心を大事にした建設計画が策定されているが、防災対策について手薄

でないか？

A 防災対策の詳細については、新町において作成する地域防災計画で対応し、併せて新町の総合計画に明記していくことになる。

Q 企業立地による増収や人口増対策の計画があまり掲げられていないのでは？

A 神崎工業団地への企業誘致や住宅団地の分譲に努力する。

## 三町合併について

Q 市川町を含めた三町合併は、慎重にも慎重を重ね、行政側で一方的に進めることなく住民の意見を充分反映してほしい。

A 住民の意見を聴取して進めるため、今回、住民説明会を全集落を対象に開催している。

Q 市川町を含めた合併協議会を設置しても、申請に間に合わないのでは？二町の合併協議が九割程度終了しているので、まず二町が合



併してからその後において市川町を考慮すべきである。

A 時間的に厳しいが、市川町住民の理解を得て二町合併の決定事項に従うということなら間に合わないとは言えない。

Q 市川町のインフラ整備が遅れているので、住民サービス、住民負担への影響が心配である。

A 五年程度で二町の水準に上げるよう市川町に伝えている。このことによる税金は、直接影響しない。

Q 市川町の住民意識、議会等が必ずしもまとまっていない。また、熱意が伝わってこない。

A このことは、市川町が全町的合

意を得ることが条件であると伝えられている。

Q 三町合併に対して、県からの圧力はどのようなものか、また合併新法施行後どうなるのか？

A 広域合併を基本とし、事務組合組織を構成している北部三町での合併を要請されたが、強制ではない。新法施行後も基本的に郡域での合併を指導されるであろう。

Q 神崎町は、これまで行政と住民の信頼関係でうまく行政運営が展開されてきたが、この三町合併問題で信頼関係が崩れないようにしてほしい。

A いままで築き上げてきた信頼関係は、今後も揺るがないものになければならない。

Q 仮に、三町合併が不調に終わった場合、二町合併も潰れるのか？

A 一月の住民説明会の時点で、全町合意を得て合併協議を進めている中、あつてはならないことである。

## その他のご意見

Q 住民投票は、考えないのか？

A 投票する人の熟知度合い、時間的制約等から住民投票は考えていない。

Q 学校の統廃合問題はどうか考えているのか？

A 合併問題とは切り離して考えており、地域の意向を尊重することを基本姿勢としている。

### 【大河内町】

#### 新町建設計画について

Q トンネル構想が挙げられているが、構想だけに終わらず実現して欲しい。

A 厳しい状況であるが、積極的に国・県に働きかけ粘り強く要望していく。

Q ケーブルテレビ事業が計画に挙げられているが大きい金額であるため、必要性等十分に協議されお金の無駄使いにならないようして欲しい。

A ケーブルテレビはただ単に自主放送やテレビだけでなく、維持が難しくなっている有線電話の代替え、インターネット時代における高速化、地域の公平性、また、双方向の情報交換ができる光ケーブル網を整備する必要がある。

Q 新町建設計画は夢のもてる構想となつていと思うが、抽象的であり具体的に示してほしい。

雇用の確保や若者定住促進が図れるような施策を展開してほしい。

農林業の振興を図るなら有害鳥獣対策をもつと考えて欲しい。

箱物の建設については、後の維持管理のことも含めて十分に検討してほしい。

A 新町発足後、総合計画（振興計画）を策定し、この新町建設計画をもつと具体的なものにしていく。

Q 財政が厳しい中、支庁舎の建設をしなくてはいけないのか？現行の神崎町庁舎をそのまま利用すればよいのでは。



A 神崎町の庁舎は老朽化が激しく耐震性に問題がある。大河内町の庁舎にはあと三十〜四十人ぐらいしか入れないと思う。保健福祉の拠点、総合窓口を備えた支庁舎の計画となつている。当初はもっと大きな計画であつたが譲歩してもらった。

Q 地域自治組織は小学校区単位での課題の取り組み、解決をとこのとであるが、地域住民にボランティアとして関わってもらい経費削減を狙っているのか？

A 地域自治組織は小学校区単位。地域サロンは集落公民館単位で自助自立という方向で地域の課題は地域で解決する方向。住民主体で進めていただき行政はそれをサポートする。

Q 防災面が配慮されていないのでは？

A 新町建設計画の中でもふれているが具体的にはこれからである。詳細は地域防災計画に委ねることになるが、消防や自主防災組織と一体的に今後検討していくことになる。

Q 計画はバラ色なものとなつていいるが、そもそも金がなくなつて

合併をしようとしている。現在の二町でも沢山の箱物を造り、多くの税金を投資している。町長は経営者として発想を変えて、施設を閉鎖するなどの大胆な改革を行うべきである。よつて、新町建設計画の見直しを行うべきである。

A ご指摘どおりの感がある。計画は法律に基づいて策定が義務づけられている。具体的内容については、新町の基本構想、基本計画等に委ねることになっている。

#### 三町合併について

Q 町長は今まで市川のインフラ整備の遅れを言われてきた、市川町との合併はメリットがないのでは？

まずは二町合併を推進すべきである。二町が新町になり落ち着いてから次の合併を考えればよい。

A 二町で合併しても財政は厳しく近い将来に次の合併があると思う。そのときのことを考えると合併特例債の使える特例法の期限内に市川町を含めた合併をし、特例債事業で市川町の下水道事業を行うことが神崎町・大河内町住民の将来の負担の軽減になると思う。

Q 市川町が後から入つて合併特例

債を市川町に持って行かれるのではないかと危惧する。

A 合併特例債などの合併優遇策は、合併人口が増えれば金額も増えるので神崎町、大河内町の特例債事業が減るものではない。

Q 数の原理でいけばどうしても市川町が将来良くなり、いくら覚え書き等を交わしても心配である。

A 数の原理は二町でも同じである。三町になれば市川一万五千人に対して二町で一万四千人でほぼ拮抗すると考えられる。

Q これまで合併に十四ヶ月の時間が必要と聞いていた、市川町が入り三ヶ月で間に合うのか？

A 二町で協議してきたことを最大限尊重してもらうことで可能であると思う。

Q 三町合併が潰れると二町合併も潰れるのでは？

A 今は三町合併について最大限努力したい。

Q 市川町の合併に対する意欲はどうか？

A 議会、区長会での合意が得られただので二町合併協に加入申し入れをしてこられたと承知しているが、一部の議員、住民発行の新聞

等を見るとそうでもないと思うが真相はわからない。

Q 二町合併は賛成するが、市川町が加入することに対し、県道改良・下水道・ゴミ処理事業の経過から反対である。

A 県も含めた協議・意見交換に基づいた上、市川町からの正式な申し入れを受けているので、入口を閉ざすことはできない。広域行政運営のことを考えると禍根を残さない。

Q 神崎郡一本の方向性は見い出せないのか？福崎町を含めた四町合併も検討できないのか？

A 期限を考えずじっくり合併の枠組みについて取り組むのも一つの方法だが、合併特例法の期限内の合併を考えると無理だと思う。市川町の加入も二町のこれまでの協議を最大限尊重してもらってなんとか間に合うというところである。

Q 三町合併に賛成である。三町は広域でいろいろなことをしている。

A ゴミ、病院等三町で取り組んでいる事業が多くある。スケールメリット、期限を考え三町合併に努

力したい。

Q 合併は反対である。住民・行政が努力して単独で残るべきである。

A 単独で残った場合、三位一体改革を考慮すると毎年約四億円の赤字である。前回説明会で「例えば」単独で残るとした時の方法をお示ししたが、実際は大変厳しい状況であると考ええる。

### その他のご意見

Q 学校施設の統廃合問題について検討すべきではないか？

A 現在、関係地域で話をしている。合併問題とは切り離して考えていきたい。地域の意向を尊重するというのが基本姿勢である。

Q 最終的に住民の意見を反映させるため住民投票をするべき。

A 三町での広域行政運営を考えたとき、将来禍根を残すような住民投票は好ましくないと考えている。住民投票に代わる住民意見の反映方法を議会と相談しながら考えたい。

Q 新聞からの情報しかなく、我々の知らないところで決まってしまうように思う。情報伝達をしっかりとって欲しい。

A 合併協議会だより、ホームページ等情報提供に努めているが十分であると思う。協議会の傍聴も少ない状況である。サンデー市民室などを利用し、詳しく話をしたいと思う。

## 市川町の参加 申し入れについて

市川町からの合併協議への参加申し入れにつきまして、十二月十五日の三町合併に向けた調整会議で、三町合併協議会の設置議案提出に向けての話し合いが行われました。

来年二月から三月までに合併調印から各町議会の議決、そして県への申請を行うには、時間的にも厳しくなってきましたが、合併後の情勢も見据えながら、慎重に協議を進めていきます。

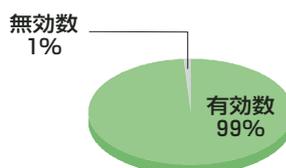
# 新町名称募集結果

## 新町名称募集の集計結果の報告

11月30日をもって締め切らせていただいた、新しい町の名称募集について集計作業が完了しましたので、主な集計結果をお知らせします。なお、応募作品の一覧については、合併協議会ホームページに掲載しています。

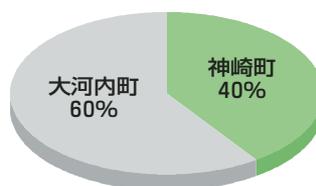
### ◎応募名称の状況

応募総数	886点
有効数	877点
無効数	9点



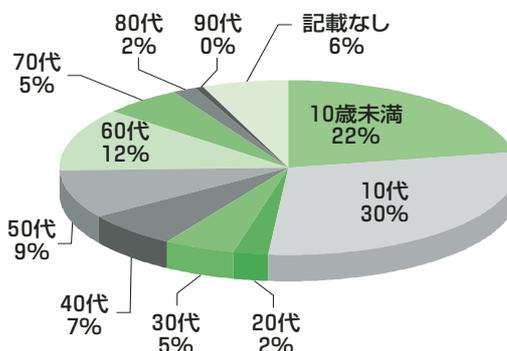
### ◎応募者の居住地

神崎町	220人
大河内町	326人
計	546人



### ◎応募者の年代

10歳未満	121人
10代	160人
20代	13人
30代	28人
40代	36人
50代	48人
60代	64人
70代	30人
80代	10人
90代	2人
記載なし	34人
計	546人



### ◎新町名称選定までの今後の流れは次のとおりです

#### 第一次選考(小委員会)

選定基準に基づき、小委員会において次の方法により、絞り込みを行う。各委員が3点以内を推薦する。ただし、協議により、それ以外の作品の中から2点以内を更に選定することができる。 ※最大32点

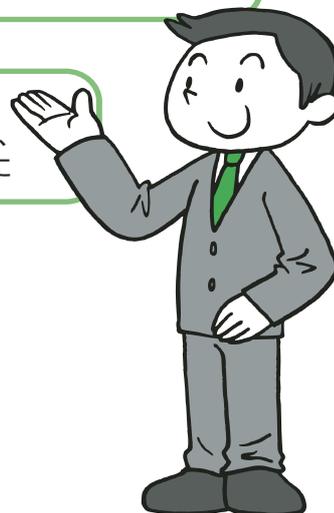
#### 第二次選考(小委員会)

第一次選考の候補の中から各委員がそれぞれ3点推薦し、集計結果等を参考に協議により決定する。 ※5点程度に

#### 最終選定(合併協議会)

第二次選考による作品の候補を合併協議会で協議

新町名称決定



## 合併協議会からの お知らせ

### ◆ 第16回合併協議会

日 時：1月9日（日）午後1時30分～  
場 所：大河内町保健福祉センター 2F  
福祉講習室

### ◆ 第17回合併協議会

日 時：1月26日（水）午後1時30分～  
場 所：神崎町ケーブルテレビネットワ  
ーク局舎 会議

※協議会開催日は予定であり、両町の行事  
等で変更もあります。

### ◆ 協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開す  
ることとなっています。傍聴をご希望さ  
れる方は、開会時間の15分前までに会場  
にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・  
氏名をご記入ください。傍聴をされる方  
に傍聴証をお渡します。

ただし、傍聴をご希望される方が多数  
ある場合には、会場の都合などで傍聴の  
人数を制限することもありますので、ご  
了承ください。

### ◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホ  
ームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録  
などを公表している他、合併に関するご  
意見・ご要望なども受け付けています。

現在、新町名称募集の応募作品一覧を  
掲載しています。

### ◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

## 編集・発行

### 神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail [gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp](mailto:gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp)

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

## 合併協定項目の協議状況 平成16年11月24日現在

神崎町・大河内町合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16.2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16.3.2	第9回 H16.8.25
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項(合併特例法規定項目)			
6	新町建設計画(その1)	第7回 H16.7.17	第7回 H16.7.17
	新町建設計画(その2)	第12回 H16.10.15	第12回 H16.10.15
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第14回 H16.11.24	
9	地方税の取扱い(その1)	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項(その他の項目)			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18	町名、字名の取扱い	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
19	慣行の取扱い(その1)	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
	慣行の取扱い(その2)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
22	消防団の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
23	自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業(その1)	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
	総務関係事務事業(その2)	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-3 企画関係事務事業(その1)	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-5 住民関係事務事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	住民関係事務事業(その2)	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
	住民関係事務事業(その3)	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
	-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-8 福祉関係事務事業(その1)	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	福祉関係事務事業(その2)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	福祉関係事務事業(その3)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-9 農林水産関係事業(その1)	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	農林水産関係事業(その2)	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
	農林水産関係事業(その3)	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
	-10 商工・観光関係事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-11 建設関係事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	建設関係事業(その2)	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-12 上・下水道事業(その1) 水道事業	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
	上・下水道事業(その2) 下水道事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16.7.28	第10回 H16.9.14
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16.4.28
	-16 地域情報化事業	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-17 その他事業(その1)	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	その他事業(その2)	第11回 H16.9.29	第12回 H16.10.15
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		